

議案第18号

田川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月14日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省第61号）が令和2年4月1日に施行されることに伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

田川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。